

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013函第10号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年1月13日 17時00分ごろ
発生場所	北海道広尾町十勝港 十勝港南防波堤灯台から真方位076° 370m付近 （概位 北緯42° 18.2′ 東経143° 21.1′）
事故等調査の経過	平成25年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 りゅうおう、734トン
船舶番号、船舶所有者等	140367、北海道海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾外板に凹損等 防波堤 擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、十勝港の第3ふ頭3号バースを発し、船長が手動操舵によって単独で操船に当たり、十勝港内を航行した。</p> <p>本船は、対地速力約9ノットに増速し、北西から南東に延びる外北防波堤と南西から北東に延びる南防波堤によって構成される港口に向かい、船長が、外北防波堤南東端の十勝港外北防波堤灯台及び南防波堤北東端の十勝港南防波堤灯台の灯光を目視して港口を通過したことを確認した後、沖に向けようとして針路を右に転じた。</p> <p>船長は、右転して間もなく、十勝港南防波堤灯台の北東方に位置する島防波堤の存在を思い出し、避航のため、直ちに左舵一杯を取り、舵効を上げようとして増速したものの、平成25年1月13日17時00分ごろ、本船は、船首が北東に向いて船体がほぼ島防波堤と平行となり、船尾が島防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、本船及び島防波堤に大きな損傷がないことの確認を行い、船舶所有会社に連絡し、海上保安部に事態を通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日没時刻：16時17分、月齢 0.8</p>
その他の事項	<p>本船は、レーダー2台及びGPSを作動させていたが、船長は、視界が良好だったため、肉眼のみで見張りを行っていた。</p> <p>視界は、本事故発生時、良好であったが、日没後で月灯りもなく、</p>

	<p>また、清掃作業を行っていた船首甲板を船橋上部に設置された投光器で照らしていたため、船首方が見えにくい状況であった。</p> <p>船長は、十勝港出入港の経験は何度もあったが、夜間の出港経験はほとんどなかった。</p> <p>船長は、出港前に海図等で水路調査を行っていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、十勝港を航行中、船長が、港口の北東方に位置する島防波堤の存在を失念したことから、港口を通過後に沖に向けようとして右転し、島防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、船首方が見えにくい状況下、肉眼のみで見張りを行っていたこと、及び出港前に海図等で水路調査を行っていなかったことから、島防波堤を失念して航行を続けたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、十勝港を航行中、船長が、港口の北東方に位置する島防波堤の存在を失念したため、港口を通過後に沖に向けようとして右転し、島防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出港前に海図等で水路調査を行うこと。 ・ 船首方が見えにくい状況下では、航海計器を併用した見張りを行うこと。